

第4節 英国（United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland）

社会保障施策

この1年の大きな動きとしては、2階建てであった公的年金制度を1階建てに再編する法案が提出されたこと、高齢者介護に関して、介護費用の生涯での自己負担額の上限を設けること等を内容とする法案が提出されたことが挙げられる。これら法案の提出に至る経緯や内容を記述するとともに、各施策における数値等を更新した。

1 概要と動向

労働者互助組織である友愛組合の伝統のもと、1911年の国民保険法により社会保障制度が創設された。その後、第二次大戦中に提出された有名な「ベバリッジ報告」により戦後の社会保障制度の青写真が示され、逐次整備が進められたことから、歴史的には社会保障制度の体系的な整備に先駆的に取り組んできた国の一つであるとの評価がある。

しかし、現在では、先進諸国の中で、給付水準が手厚い、又は広汎であるとは言い難く、社会保障給付費の規模（対国民所得比）で見ても、アメリカや日本より大きいものの、ドイツやフランスなど大陸欧州諸国と比べれば低い水準に止まっている。

概括的にいえば、社会保障の枠内でも、(1) 税財源により原則無料でサービスを提供し、公的関与度の高い医療、(2) 社会保険方式に基づき、公的年金の水準としては低い部類に属する年金、(3) 自治体が中心的な役割を果たし、民間サービスの活用も積極的に図られている福祉、といった特色があり、「公」の関与度（民間セクターの役割）、国と自治体の役割分担、制度としての成熟度、機能分化の在り方は様々である。

2010年5月に行われた下院総選挙の結果、保守党と自民党が連立を組み、キャメロン政権が誕生した。総選挙の争点が、経済と財政再建であったことから、社会保障分野においても、予算・組織の効率化、削減及び再編は不可避とされたが、連立政権は、自立自助路線を基本としつつも、医療、高齢者介護、不平等や貧困、家庭問題などを重視した施策を展開している。

2 社会保険制度等

(1) 概要

年金、失業、傷病による就労不能等に係る給付（退職年金（基礎年金（Basic State Pension）、国家第二年金（State Second Pension）（旧所得比例年金））、雇用及び生活支援手当（Employment and Support Allowance）、遺族関連給付（遺族一時金、有子遺族手当、遺族手当）、求職者手当（Jobseeker's Allowance）等）を総合的に行う全住民を対象とした国民保険（National Insurance）に一元化されている。国民保険の保険料は、被用者については被用者と事業主が負担する。

医療については、この国民保険制度とは別に、税金を財源とする国営の国民保健サービス（NHS）として全住民を対象に原則無料で提供されている。

また、高齢者、障害者等に対する社会サービスについては、地方自治体（原則カウンティ）において対人社会サービスの提供が行われている。

国民保険のために集められた保険料の一部は、国民保健サービス（NHS）の費用として拠出される。NHSについては、国民保険からの拠出金（2割程度）を除けば、税によって賄われている。なお、社会福祉サービスは地方税、国庫交付金（概ね一般財源）などにより運営されている。

(2) 年金制度

イ 概要

公的年金制度である基礎年金及び国家第二年金、それを補完するものとして、低所得の高齢者向けの年金クレジット（Pension Credit）のほか、各種企業年金などの私的年金により、高齢期の所得の確保が図られる構造となっている。

ロ 基礎年金及び国家第二年金

年金制度部分の基本的な構造は、わが国と同じ2階建ての制度であり、1階部分は全就業者等を対象とする基礎年金、2階部分は被用者のみを対象とする国家第二

国際機関による経済動向と今後の見通し

カナダ

米国

フランス

ドイツ

スウェーデン

英国
(社会保障施策)

E
U

金である。

義務教育終了年齢を超えるすべての就業者（所得が一定額以下の者を除く）は国民保険の保険料拠出義務がある。被用者は、基礎年金に加え、2階部分の国家第二年金に原則どおり拠出するか、あるいは一定の基準を満たす職域年金又は個人年金を選択すれば、国家第二年金の適用除外（contracting out）を受け、私的年金（企業年金又は個人年金）に加入することも可能である。実際には、この適用除外を受けている者は多く、私的年金は、2階及び3階部分の機能を果たしているといえる。

他の先進諸国と比べた場合、英国の年金制度は、公的年金の給付水準が相対的に低いこと、公的年金の役割を縮小する方向の見直しを先駆的に実施してきたことが特徴として挙げられる。他方、近年では、中低所得者の老後の貯蓄不足への懸念や男女間の公平性の確保、さらには高齢化社会での年金制度の持続可能性が中心的な課題となってきている。

ハ 年金クレジット（Pension Credit）

低所得の高齢者を対象に公的年金制度を補完する制度として年金クレジットが2003年10月より導入されている。保証クレジット（Guarantee Credit）と貯蓄クレジット（Saving Credit）の2種類がある。保証クレジットは、最低受給年齢以上¹⁾の者の収入が適正額（appropriate amount：2013年度は、単身世帯は週145.40ポンド、有配偶者世帯は週222.05ポンド。被扶養者がいる場合等は加算措置あり。収入額には、公的、私的年金のほか10,000ポンドを超える預貯金等は、500ポンド当たり週1ポンドの収入と換算して合算する。）に満たない場合、その差額を支給する制度である。貯蓄クレジットは老後に備えた預貯金や、私的年金への加入を促進するため、65歳以上²⁾の者について、一定の収入以下（2013年度は、単身世帯は週190ポンド、有配偶者世帯は週279ポンド）の場合、一定額（2013年度は、単身世帯は週18.06ポンド、有配偶者世帯は週22.89ポンドが上限）を上乗せ支給する制度である。

二 私的年金制度

一定の要件を満たす企業年金や個人年金の加入者は所得比例の国家第二年金の適用除外（Contract out）が認められ、いわば公的年金制度の「民営化」が進められており、老後の所得保障における企業年金や個人年金の役割は大きなものとなっている。従来、英国の企業年金は大部分が確定給付型であったが、新規採用者から確定拠出型への移行を表明する企業が急増しており、過半の企業が確定給付年金制度への新規加入を認めていないといわれている。

こうした中、2000年代半ばには、企業年金加入者の保護の強化、規制緩和や制度の簡素化を通じて、私的年金の強化が図られたが、老後保障として適切な水準の職域年金に加入できない者が多数存在するとの認識の下、2008年年金法（The Pension Act 2008）により、すべての事業主は、一定の要件（22歳以上年金支給開始年齢以下であること、年収9,440ポンド超（2013年度）であること、英国内で就労していること）に該当する従業員を、政府が定める基準を満たす職域年金（国家第二年金の適用除外（Contract out）が認められる確定給付型年金、国家第二年金の適用除外は受けないが一定の要件を満たす確定給付型年金、事業主拠出率が3%以上、被用者拠出率4%及び政府拠出率1%を合わせて合計8%以上の確定拠出型年金）に自動加入（auto-enrolment）させなければならないこととされている。被用者は脱退を選択することも可能であるため、強制加入ではないが、被用者自らが加入手続を取ることなく自動的に加入する仕組みであることから、より多くの者が職域年金にカバーされるようになることが期待されている。

この職域年金への自動加入の仕組みは、従業員の規模に応じて2012年10月から2017年10月にかけて段階的に施行（2010年10月から義務付けられるのは、被用者12万人以上の企業）され、また、自ら職域年金を提供することができない企業が利用できるよう国家雇用貯蓄信託（National Employment Saving Trust：NEST）という確定拠出プランが提供されるなど、中小

■ 1) 保証クレジットの最低受給年齢は、2010年4月から2020年10月にかけて、60歳から66歳まで段階的に引上げ中。
■ 2) 貯蓄クレジットの最低受給年齢は、年金支給開始年齢の引上げに合わせて、2018年12月以降引き上げられる。

企業等への配慮がなされている。

ホ 連立政権後の動き

保守党・自民党の連立政権の合意文書では、①国家基礎年金の毎年度の改定について、賃金上昇率、物価上昇率又は2.5%のうち高い率を適用する（triple guarantee）、②年金支給開始年齢を66歳に引き上げ始める時期の前倒しを検討するなどが盛り込まれた。2011年11月に成立した2011年年金法（The Pension Act 2011）では、女性の年金支給開始年齢の65歳への引上げを2018年11月までに前倒しすること、男女の年金支給開始年齢の66歳への引上げを2020年10月までに前倒しすることとされた。

また、2013年1月に、年金改革について白書が公表され、関連法案（Pension Bill 2013-2014）が同年5月に議会に提出された。主な改革の内容は、以下のとおりである。

a 基礎年金と国家第二年金の統合

全就業者を対象とする基礎年金と被用者のみを対象とする国家第二年金の2階建ての構造となっている公的年金を一階建ての年金に統合再編する。

b 給付の定額化

新制度による給付は定額制とし、満額の年金額は現行の低所得者を対象とする年金クレジットにより単身者に保証される水準（2013年度、週145.40ポンド）を超える水準とする。

c 満額受給に必要な保険期間及び受給資格期間

満額の年金額を受給するために必要な保険期間は35年間とし、7年から10年（今後検討）の受給資格期間を設ける³⁾。

d 受給資格の個人化

新制度における年金受給資格は本人の年金記録のみに基づくこととし、現在の国家基礎年金における配偶者の年金記録から発生する年金や国家第二年金における年金の相続に該当する制度は設けない。

e 国家第二年金の廃止

一階建ての年金への統合再編に伴い、国家第二年金は廃止。被用者が一定の要件を満たす職域年金に加入する場合に認められていた国家第二年金の適用除外（コントラクティング・アウト）は、新制度では認めない。これに伴い、新制度の下では、コントラクティング・アウトの場合の国民保険料の減額（使用者負担3.4%、被用者負担1.4%の減額）は認められず、負担増となる。これに関しては、使用者負担の軽減のため、職域年金の給付減額又は被用者負担の増加を行うことができる限定された権限を使用者に付与する。

f 年金支給開始年齢

平均寿命の予想などを踏まえて、5年ごとに支給開始年齢の見直しを行う仕組みを導入する。

g 施行時期等

新制度は、2017年4月からの施行を予定。新制度の実施時に年金支給開始年齢に到達している者は、現行制度のみを適用し、新制度の対象としない。

h 経過措置

新制度施行時に、新制度の開始前の保険期間について新制度における評価に変換する計算を行った額（基本額：the foundation amount）と、現行制度のルールで計算した年金額のいずれか高い額を新制度開始前までの保険期間に対応する年金額とする等の経過措置を設ける。

国際機関による経済動向と今後の見直し

カナダ

米国

フランス

ドイツ

スウェーデン

英国
(社会保障施策)

EU

■ 3) 現行の国家基礎年金は、満額受給に必要な保険期間は30年、受給資格期間は1年。

表 3-4-23 年金制度

名称	国民保険 (National Insurance)	
根拠法	年金法 (Pension Act)	
制度体系	<p>（報酬比例部分） （定額部分）</p>	
運営主体	雇用年金省 (Department for Work and Pensions) 及び歳入関税庁 (HM Revenue & Customs)	
被保険者資格	16歳以上年金支給開始年齢前の被用者及び自営業者は加入義務。 ・ただし、週給109ポンド(2013年度)未満の被用者及び年間収入5,725ポンド(2013年度)未満の自営業者は加入義務なし。	
年金受給要件	支給開始年齢	男性65歳、女性60歳。 ・女性について2018年までに65歳に引上げ中。 ・男女ともに2020年までに66歳に、2034年から2036年にかけて67歳に、2044年から2046年にかけて68歳に引上げ予定。
	最低加入期間	1年以上(2010年4月6日以降、受給年齢に達した者に適用)
	その他	—
給付水準	【基礎年金】 本人110.15ポンド/週、被扶養の配偶者66.00ポンド/週(2013年度、満額) 【国家第二年金】 ある年に発生する年金受給権の額=0.4A+0.1B A: 一年の収入のうち、5,668ポンド(*1)超15,000ポンド(*2)以下の部分 B: 一年の収入のうち、15,000ポンド超40,040ポンド(*3)以下の部分 ※Aの部分については、所得を15,000ポンドあるものとみなす措置が講じられており、かつ、*1と*2の額は賃金上昇率に応じて引き上げられるが、*3の額は固定されているので、実質的には定額給付に近づく設定となっている。	
繰上(早期)支給制度	なし	
年金受給中の就労	在職していても年金額の減額はなし。	
財源	保険料	被用者: 給与のうち、週146ポンド～817ポンド未満の部分 12.0% 給与のうち、週817ポンド以上の部分 2% 事業主: 給与のうち週144ポンド以上の部分 13.8% 自営業者: 週2.65ポンドに加え、 年間利益のうち7,605ポンド～42,475ポンドの部分 9% 年間利益のうち42,475ポンド以上の部分 2% ・上記保険料により失業給付等もカバーされる。
	国庫負担	原則なし
その他の給付(障害、遺族等)	障害年金	雇用及び生活支援手当(抛出处)は、国民保険に必要な抛出を行った者が疾病や障害のために就労できない場合に支払われる。障害程度の審査期間中は週56.80ポンド、審査終了後は基本額(週71.70ポンド)に加え、就労の可能性ありと判断された場合は週28.45ポンドが、就労は困難と判断された場合は週34.80ポンドが加算される(2013年度)。
	遺族年金	遺族一時金: 2000ポンド(2013年度) 有子遺族手当: 配偶者に死亡時に子を扶養している者に支払われる(扶養している子について児童手当を支給されている間、支払われる)。週に108.30ポンド(2013年度)。 遺族手当: 配偶者の死亡時に45歳以上である遺族(扶養する子なし)に対して、年齢に応じて、52週間にわたり支払われる手当。55歳以上の場合には週108.30ポンド。45歳～54歳の場合は年齢に応じて減額。
実績	受給者数	1,280万人(2012年8月時点推計)
	支給総額	741億ポンド(2011年度)
	基金運用状況	基礎年金と国家第二年金とともに、賦課方式で運営されており、公的年金の積立金は2ヶ月分程度。

国際機関による経済動向と今後の見通し

カナダ

米国

フランス

ドイツ

スウェーデン

(社会保障施策)
英国

EU

(3) 医療保健制度等

イ 概要

1948年に創設された国民保健サービス（NHS）によって、全ての住民に疾病予防やリハビリテーションを含めた包括的な医療サービスが、主として税財源により原則無料で提供されている（外来処方薬については一処方当たり定額負担、歯科治療については3種類の定額負担が設けられている。なお、高齢者、低所得者、妊婦等

については免除があり、薬剤については免除者が多い）。

国民は、救急医療の場合を除き、①あらかじめ登録した一般家庭医（GP：General Practitioner）の診察を受けた上で、②必要に応じ、一般家庭医の紹介により病院の専門医を受診する仕組みとなっている。

なお、民間保険や自費によるプライベート医療も行われており、国民医療費の1割強を占めている。

表 3-4-24 医療制度

概要	主に税を財源とする国営の保健サービスとして全居住者を対象に原則無料で提供されている。	
名称	国民保健サービス（National Health Service：NHS）	
根拠法	国民保健サービス法（The National Health Service Act 1946）	
運営主体	保健省（Department of Health）	
被保険者資格	—	
給付対象	居住者	
給付の種類	—	
本人負担割合等	一般医療：無料 外来処方薬：1処方当たり定額負担（7.85ポンド 2013年度） 歯科診療：治療内容に応じて3段階の定額負担	
財源	保険料	税方式。ただし、国民保険料の一部（※）がNHSの費用に拠出されることになっている。 ※被用者：給与のうち、週146ポンド～817ポンド未満の部分の2.05% 給与のうち、週817ポンド以上の部分の1% 事業主：給与のうち週144ポンド以上の部分の1% 自営業者：年間利益のうち7,605ポンド以上の部分の1%
	政府負担	—
実績	加入者数	—
	支払総額	—

ロ 近年の動き

2010年5月の総選挙の際は、医療費の伸びを確保するのか、NHSの官僚主義を如何に廃して効率的な組織とするのか、民間部門はNHSサービスの担い手として適切なのか、などが争点となった。選挙後の保守党・自民党の政権合意において、医療・保健関連予算は、実質ベースで毎年増加させることとされた。また、当該合意を踏まえ、7月には白書「Equity and Excellence: Liberating the NHS」が公表され、2011年1月に関連法案（Health and Social Care Bill）が議会に提出された。白書においては、組織、管理方法、報酬体系を含む幅広い分野の改革案が網羅されていたが、主な内容は以下のとおりとされた。

- ① 患者中心のNHSを構築するため、必要な情報の提供、患者による病院等の評価、住所に縛られないGPの選択権付与などを行う。
- ② 医学的根拠のない目標を廃止する。
- ③ FTの自由度を高め、すべての病院等はFTに

移行させる。また、民間企業の参入を促進する。

- ④ 現在、PCTが行っている予算管理の権限と責任をGPにより構成される団体に委譲し、PCTを廃止する。
- ⑤ 独立の責任主体である委員会（NHS Commissioning Board）を設立し、治療結果の達成の手動、NHS資源の割り当てや支出の説明、治療の質の改善や患者参加・選択の促進を主導する。また、戦略的保健当局（SHA）を廃止するなどNHS関連組織を簡素なものとし、関連法人の再編や廃止を行うとともに、2014年までに最大200億ポンドの節約し、NHSのマネジメント経費を45%以上削減する。
- ⑥ 効果的な医薬品のアクセスと経済性を改善することを目的として、2011年4月から「がん治療薬基金」を創設する。

関連法案の議会審議過程において、GPに予算管理能

国際機関による経済動向と今後の見通し

カナダ

米国

フランス

ドイツ

スウェーデン

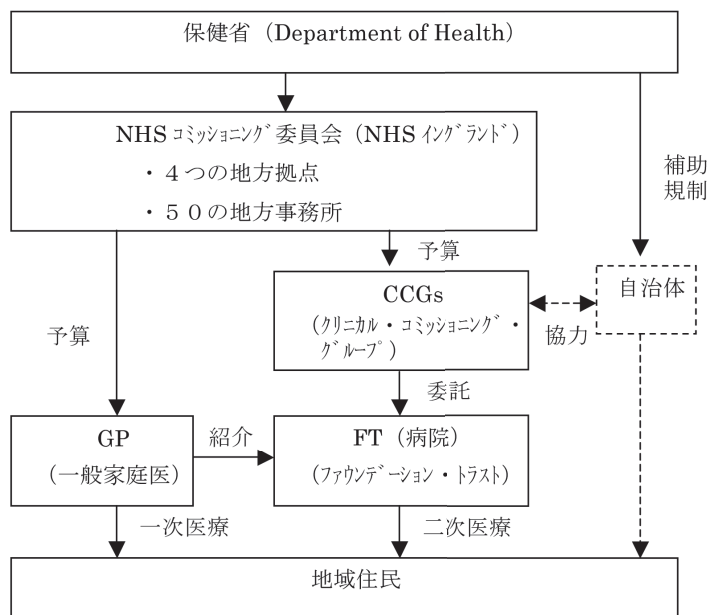
（社会保険施策）英国

EU

力が本当にあるのか、政府はNHSへの競争原理の導入によって、最終的にNHSの民営化を考えているのではないかと、この観点から、医療関係者や与野党議員から改革に対する反発を受けた。このため、政府は、GPにより構成される予算管理団体に、病院の専門医や看護師が

関わることとし、名称をCCGs（クリニカル・コミッションング・グループス：Clinical Commissioning Groups）とすること、病院間での価格競争が起こらないような措置を講じること等の法案の修正を行い、2012年3月成立し、現在、新制度が施行されている。

図3-4-25 NHSの体制(イングランドについて主な組織のみ記載)



3 公衆衛生施策

(1) 地域保健サービス

地域保健サービスは、病院サービス、一般家庭医（GP）サービスと並ぶ国民保健サービス（NHS）の柱の一つである。従来は、各地域に設置されていたプライマリ・ケア・トラスト（PCT）が地域保健サービスを提供していたが、2012年 NHS 改革法（Health and Social Care Act 2012）により、多くの地域保健サービスの提供は、2013年4月から地方自治体の責務とされ、それまで PCT に雇用されていた保健師等の多くは地方自治体に移籍した。

保健師は、疾病予防や健康指導に当たり、地域看護師は、患者の自宅を訪問して包帯の交換、注射、投薬管理を行う。また、一般家庭医サービスにおいても、一般家庭医が予防活動等に積極的に関わる事が促進されており、地域保健サービスに従事する保健師等と一般家庭医は診療施設を共有したり（ヘルスセンター）、連絡したりしながらサービス提供に当たる場合も多い。

こうした地域保健サービス、一般家庭医サービスにより、母子保健サービス、学校保健サービス（健康診断、事後指導等）、老人保健サービス（訪問看護師による訪問、保健指導、看護サービスの提供等）、障害者保健サービス（同左）、精神保健サービス（同左）、予防接種、家族計画の指導等が実施されている。

(2) 医療施設

NHS では、合法的に6か月以上居住する者は、国籍にかかわらず、一般家庭医（GP）に登録することができ、救急医療の場合を除き、あらかじめ登録した一般家庭医の診察を受けた上で、必要に応じ、一般家庭医の紹介により病院の専門医を受診し、必要に応じ入院等する仕組みとなっている。医療施設は、一般家庭医の開設する GP 診療所（GP Surgery）と NHS 病院から成り、NHS 関係者の団体（NHS Confederation）によると、2012年現在、英国には約10,500の GP 診療所、約2,300の NHS 病院がある。

(3) 医療従事者

医師として診療に従事するためには、全国医事協議会 (General Medical Council) に登録する必要がある、また、看護師又は助産師としての業務に従事するためには、看護師・助産師協議会 (Nursing and Midwifery Council) に登録する必要がある。医師の登録数は245,903人 (2011年12月末時点)、看護師・助産師の登録数は671,668人 (2012年3月末時点) となっている。NHS 病院又は GP 診療所で働いている医師は143,836人、看護師・助産師は375,505人となっている (いずれも2011年9月末時点)。

(4) 薬事

医薬品の承認は、医薬品及びヘルスケア製品規制庁 (MHRA) が行っている。また、欧州医薬品庁 (EMA) の承認を得た場合には、MHRA の別個の承認は不要である。

医薬分業が徹底されており、一般家庭医が原則一般名で処方した薬を、薬局で調剤する仕組みとなっている。医薬品は要処方せん薬、薬局のみで販売できる薬、一般店で販売できる薬に3分類されている。医薬品を入手しやすくするよう、要処方せん薬を処方せんが不要な薬に変更する方針が進められており、解熱鎮痛剤等については、一般店で販売されている。また、2005年4月より、NHS 処方せん取扱い薬局についても制限を緩和して大規模販売店等が参入しやすくなったほか、薬剤師による処方、相談指導する場合の報酬の評価など、薬剤師の役割の見直しについても検討が進められ、薬剤師による処方可能な薬剤の種類が増加し、相談指導に係る報酬の評価基準も改訂され、薬剤師が様々な事項の相談にのることができるようになった。

4 公的扶助制度

(1) 概要

社会保障政策における現金給付は、拠出制給付 (退職年金等)、所得調査なしの非拠出制給付 (障害手当等) 及び所得調査付きの所得関連給付 (所得補助等) に分類され、このうち所得関連給付が公的扶助に相当する。具体的には、所得補助 (Income Support)、所得調査制求職者給付 (Income-based Jobseekers

Allowance) 等がある。

所得補助の場合、就労時間が週当たり16時間未満であって収入・資産が所定の基準で算出した所要生計費に満たない場合が対象とされる。具体的には高齢者、疾病や障害により就労できない者、家庭内介護や子供の養育のため就労できない者が主な受給者となる。支給額は、申請者の年齢に応じた基本所要額に家族構成や障害の程度等に応じた加算を行い所要生計費が算出され、これから実際の収入 (貯蓄がある場合はこれも勘案) を差し引いた残額として算出される。所得補助の2011年度の支給実績は、161万9,000件、69億9,700万ポンドとなっている。

所得調査制求職者給付の場合、就労能力があり、求職活動を積極的に行っていること、週24時間以上の仕事に従事していないこと、一定額以上の貯蓄を有していないこと等の要件を満たす場合に、年齢、配偶者や子どもの数に応じた額が支給される。所得調査制求職者給付の2011年度の支給実績は、122万7,000件、41億8,500万ポンドとなっている。

このほか、主な所得調査付きの所得関連給付としては、給付付き税額控除である児童税額控除 (Child Tax Credit)、就労税額控除 (Working Tax Credit) がある。

(2) 最近の動き

連立政権は、2010年6月に緊急予算を発表し、財政健全化に向け、福祉関連予算についても110億ポンドの削減を行うとした。また、福祉給付への依存を排し、真に支援が必要な者に対して給付を行うとともに、複雑な福祉関連給付の簡素化を行うとの観点から、就労税額控除、児童税額控除、住宅給付、所得補助、所得調査制求職者給付及び所得調査制雇用・支援給付を統合した普遍的給付制度 (Universal Credit) を創設し、同給付の請求者がジョブ・センター・プラスの求める活動 (求職活動など) を拒否した場合には3か月間、給付を受けられないようにすること等を内容とする福祉改革法 (Welfare Reform Act 2012) が2012年3月に成立した。普遍的給付制度は、2013年10月から地域と対象者を限定して試行的に実施し、2017年にかけて全面的に実施することとされている。

国際機関による経済動向と今後の見通し

カナダ

米国

フランス

ドイツ

スウェーデン

(社会保険施策) 英国

E U

5 社会福祉制度

(1) 高齢者を含む保健福祉サービス

イ 概要

保健医療サービスは国営の NHS が、福祉サービスは地方自治体が、その提供に責務を負う仕組みとなっている。福祉サービスについては、地方自治体が個々のサービスごとに申請を個別審査し、当該サービスが必要と判定された利用者に公営のサービスを直接提供する仕組みが採用されてきた。しかし、サッチャー政権の民活・市場競争原理に基づく改革により、1993年以降、地方自治体がケアマネジメントを行うことにより申請者個々の福祉ニーズを総合的に評価し、望ましいサービスの質及び量を具体的に決定した上で、これを最も効率的に提供できる供給者を競争で選び、契約によってサービスを提供する方式が採用された。これにより福祉分野にも競争が導入され、地方自治体福祉部局の組織も、ケアマネジメント及びサービス調達の決定を行う部門、直営サービスを提供する部門、不服審査や監査を行う部門の3部門に再編され、従来主流であった自治体直営のサービスが縮小し、民間サービスへの移行が進んでいる。

ロ 保健医療と福祉の連携

保健医療サービスと福祉サービスの提供主体が制度的に異なるため、全体として両者間の連携が悪く、社会的入院が待機期間を長期化させている（ベッドブロッキング）等の批判があった。

労働党政権下では、NHS と福祉サービスによる共同事業、NHS 組織に福祉サービスも統合して提供させるケアトラスト化、中間ケア（医療サービスの提供を受けてから、地域に戻るまでの間のリハビリテーションサービス）などが推進された。さらに、病院から退院する患者について、退院に当たり福祉サービスが必要であるとの通報を受けた地方自治体において適切なサービスを確保できなかったために退院が遅れた場合には地方自治体が NHS に当該機関の滞在費、介護費として1日100ポンドを支払うこと等を内容とするベッドブロッキング法が2003年4月に成立した。なお、2013年9月末現在も、ベッドブロッキング法による地方自治体の NHS への費用の支払に関する規定は存在するが、医療的なケアが必要でなくなった患者の円滑な退院には、NHS と地方自

治体双方の協力関係が不可欠であり、また、退院の遅延が地方自治体のみでの責任に帰することができる場合が少ないため、制度導入当初より実際にはあまり適用されていない。

連立政権においても、保健医療と福祉サービスの統合は重視されており、2012年の NHS 改革法（Health and Social Care Act 2012）においては、各地域において、医療及び福祉委員会（Health and Wellbeing Board）を設立し、各地域の実情に応じた医療サービスと福祉サービスについて総合的に提供するための戦略を策定すること等とされ、CCG（クリニカル・コミッショニング・グループ：Clinical Commissioning Group）は当該戦略を踏まえて、病院への医療サービスの委託を行うこととされた。

また、2013年6月には、保健医療サービスと福祉サービスの統合に地方自治体と CCG が共同して取り組む計画を策定し、保健省の承認を得た場合に、その取組及びその成果に対して助成を行う基金（Integration and Transformation Fund）を設立すること（同基金の規模は、2014年度に11億ポンド、2015年度には38億ポンドとする）が発表された。

ハ 高齢者介護

一般に、介護施設（Nursing Home）の料金は、滞在費、個人ケア費用、看護費用に分類されている。このうち、看護師による看護費用は、2003年4月から NHS が施設での看護費用を負担することとなり、要介護度に応じ NHS から施設に支払われることとなった（2013年度は週当たり109.79ポンド。）。

連立政権は、人口の高齢化に伴い、介護サービスへの需要の増大、将来の介護費用への不安の高まりなどを踏まえ、長期介護に関する委員会に対策の検討を依頼した。同委員会は、2011年7月に、施設入所時に自宅を売却しなくて済むように、実際に自宅を売却したとき又は死後に資産から料金を支払うことができるようにすること、サービス利用時の自己負担額に生涯での限度額（25,000ポンドから50,000ポンドの間）、施設入所の際に支払う費用が全額自己負担となる保有資産の水準を100,000ポンドに引き上げること等を内容とするレポートを公表した。

国際機関による経済
及び雇用・失業等の
動向と今後の見通し

カナダ

米国

フランス

ドイツ

スウェーデン

（社会保障施策）
英国

EU

連立政権は、介護施策の改革について、2011年秋以降、各地で関係者の意見を聴取した上で、2012年7月に、

- ① 介護に関する情報提供を強化するため、ウェブサイトを立てるとともに、地方自治体のオンラインの情報支援サービスの改善のために2014年度から2年間で3,250万ポンドを拠出すること
 - ② 地方自治体が個々に設定している福祉サービスの受給資格について、2015年4月から国レベルでの最低限の受給資格を設定することにより、福祉サービスへのアクセスについて、住居を移転してもサービスの受給が妨げられないようにすること
- などを内容とする白書を公表し、当該内容を実施するための法案を提出することを公表した。他方、2011年7月の長期介護に関する委員会の報告については、2012年7月に別途、「介護政策の財政改革に関する中間報告」を公表し、2011年7月の同委員会の提言の基本的な考え方に同意するとしつつも、生涯での介護の自己負担額に係る限度額の設定、施設入所の際に支払う費用が全額自己負担となる保有資産の水準の引上げについては、現在の経済状況を考えれば、現時点で新制度を導入することは困難とし、今後さらに関係者の意見を聴いて2013年末までに結論を得ることとされた。

2013年3月20日に公表された2013年度予算において、2016年4月から生涯での介護の自己負担額に係る限度額を72,000ポンドとすること、施設入所の際に支払う費用が全額自己負担となる保有資産の水準を引き上げること、それらに伴う費用は、2016年度から実施予定の公的年金改革による国家第二年金の適用除外（コントラクトアウト）の廃止に伴う国民保険料の増収分を充てることが発表された。

こうした経緯を経て、2013年5月、以下の事項を主な内容とするケア法案（Care Bill 2013）が議会に提出され、審議が行われている。

- a 地方自治体が個々に設定している福祉サービスの受給資格について、2015年4月から国レベルでの最低限の受給資格を設定すること
- b 2016年4月から生涯での介護の自己負担額に係る限度額を72,000ポンドとすること
- c 施設入所の際に支払う費用が全額自己負担となる保有資産（貯蓄その他の資産）の水準を118,000

ポンド相当とすること。

- d ケアの質委員会（Care Quality Commission）が、病院及び入所施設について評価を行い、サービスの質などについて評価（点数）を公表すること。

(2) 障害者保健福祉施策

イ 身体障害者及び知的障害者

可能な限り地域で自立した生活を可能とするリハビリテーションの理念の下、地方自治体が中心となって、NHS、教育機関、ボランティア団体等と連携しつつ、デイケア、ホームヘルプサービス、施設、給食、補装具の支給、住宅改造、職業訓練等のサービスを提供している。また、障害による就労不能を事由とする就労不能給付や、重度障害による生活費の加重を補う障害者生活手当等の現金給付がある。2000年4月には障害者権利擁護委員会が発足し、障害者差別の解消のための普及啓発、苦情処理等の活動を開始したが、同委員会は、2007年10月には人種平等委員会及び機会均等委員会とともに2006年平等法に基づいて新しく設置された平等人権委員会に統合された。

ロ 精神障害者

精神保健サービスはNHSが、福祉サービスは地方自治体が関係諸機関と連携しつつ提供している。

精神保健サービスについては、1999年9月にサービスの水準向上を目的として保健省が策定した10カ年戦略に基づき、精神保健スタッフの増員、青少年期の精神疾患が放置されないよう治療に結びつけるチームの設置、急性期患者の抱える「危機」に迅速に対応し無用の入院を回避するチームの整備、女性専用のデイセンターの整備等が図られてきた。

保健省は、2011年に精神保健サービスをより効果的かつアクセスしやすくすることを目的とした戦略を公表し、2012年には戦略を実行するための文書を作成し、精神疾患の患者やその家族がサービスの利用や決定に関するすべての側面に関与できるようにすること、より多くの人がエビデンスに基づいた治療にアクセスできるようにすること、学校や大学などが早期に介入すること、精神疾患の患者の喫煙、肥満などに取り組むこと、偏見や差別の解消に取り組むことなどが掲げられている。

国際機関による経済動向と今後の見通し

カナダ

米国

フランス

ドイツ

スウェーデン

英国
(社会保障施策)

E
U

福祉サービスについては地方自治体を中心となってデイセンター、入所施設等が提供される。地方自治体の精神ソーシャルワーカーは、NHSの専門家との連携の下、患者及びその家族のカウンセリングを担当するほか、患者に自傷他害のおそれがある等の場合には措置入院の申請なども行っている。

(3) 児童健全育成政策

児童福祉・家族政策の中心課題は、全児童の約3分の1といわれる貧困の問題と家庭責任を有する者の仕事との両立支援である。近年出生率が上昇傾向にあり、少子化対策は行われておらず、緩やかな出生率の低下による将来の労働力不足についても、EU加盟国等からの移民、高齢者、女性の就労促進により対応することとしている。

イ 貧困対策

日本の格差問題に当たる「社会の流動性」(Social Mobility)の確保という問題は政策的に高い位置付けが与えられており、分野横断的に諸般の対策が講じられている。特に、格差の再生産を抑止する観点から児童貧困の解消は大きな課題となっており、労働党政権は、2010年までに貧困児童を半減させることを公約⁴⁾として、およそ170万世帯にも上る一人親世帯数(25年前には約60万世帯)について、社会保障給付への過度の依存から派生する問題の解決になるとの観点から、職業訓練、職業紹介の強化などを柱とした「福祉から雇用へ」(Welfare to Work)という一連の施策を実施してきた。現金給付においても、従来からの児童手当に加え、児童税額控除制度等により、低所得者層に焦点を当ててその就労を誘導しつつ貧困からの脱却を促す施策を展開してきた。

これと併せて、地域的社会的に不利な環境にある家庭をターゲットとして、保健、福祉、生活環境等総合的に育児環境の重点多岐な改善を図る省庁横断的な取組(シュア・スタート)を推進してきた。

こうした取組を促進させるため、2010年3月に成立し

た子供貧困法(Child Poverty Act)には、2020年までに相対的貧困を10%以下にするなどの国家目標の達成、目標達成のための具体的な戦略の策定、関係者の連携義務などが盛り込まれている。保守党・自民党連立政権も、子供の貧困対策については、引き続き、目標達成に向けた努力を行うこととしている。

ロ 仕事と家庭の両立支援策

日本の育児休業制度に当たる、出産休暇、父親休暇の付与⁵⁾などの施策が講じられている。保育サービスについては、公立、営利企業、非営利団体、個人等の多様な主体が、保育所(day nursery)、遊戯グループ、保育ママ(child minder)、ベビーシッター、学童保育、休日学童保育等の様々なサービスを提供している。また、早期教育については、幼稚園(nursery school)があるほか、小学校もレセプションクラスとして就学前の児童を受け入れている。

2002年から、早期教育も保育も教育技能省(現:教育省)が所管しており、両者の統合が図られている。

幼稚園、レセプションクラスは原則半日、無料であるのに対して、保育サービスは、サービス提供の時間、場所等は多様であるものの原則自己負担とされている。ただし、3歳児・4歳児は週に15時間の無料早期教育サービスを年に38週受ける権利が確保されており、これは保育サービス提供機関でも受けることができる。なお、低所得者については、児童税額控除等により、実際に負担した保育料の一部が支給される。

連立政権においては、充実した早期教育は子どもの発育に大きな好影響を与えるため、低所得の家庭の子どもに早期教育を受ける機会を与えることが重要であるとの考えの下、現在3歳児及び4歳児が受けられる週15時間・年間38週の無料の早期教育サービスを、2013年9月から、所得補助の受給家庭など低所得家庭の2歳児に拡大し、全2歳児の20%が受けられるようにした。また、2014年9月には全2歳児の40%が受けられるように要件を緩和することとしている。

■ 4) 1999年ブレア首相(労働党)は、児童貧困を2020年までに撲滅すると宣言した。2010年度までに1998年度比で児童貧困を半減することを中間目標とした。
 ■ 5) 出産休暇及び父親休暇の詳細については、英国労働施策3(6)を参照のこと。

国際機関による経済
及び雇用・失業等の
動向と今後の見通し

カナ
ダ

米
国

フ
ラ
ン
ス

ド
イ
ツ

ス
ウ
エ
ー
デン

(社会
保障
施策)
英
国

E
U

八 要保護児童対策

要保護児童（自治体の介入がない場合には、健康、発達に著しい影響があると見込まれる場合、又は障害児の場合）の福祉に関しては、地方自治体にその児童及び家族に援助を与える責務があり、必要に応じて、助言、デイケアサービス、ホームヘルプサービス等を与えることとされている。

6 近年の動き、課題、今後の展望等……………

社会保障の分野において、現在、懸案となっているのは、高齢者介護改革と公的年金改革であり、それぞれ関連法案が議会で審議中である。

高齢者介護改革については、老後の介護費用に係る生涯における自己負担額の上限定額、病院や入所施設の評価（点数付け）の公表の仕組みが法案に盛り込まれ、将来の介護費用に対する不安や施設におけるサービスの質の確保という要請に一定の回答を示すものと受け止められているが、法案の成立後の詳細な制度設計や、改革の与える介護サービスの需給への影響などを注視する必要がある。

また、公的年金改革における政府提案の内容は、保険料の負担の場面では、定額負担の者、所得比例により負担する者がいる中で、保険料を納付した期間が同一であれば、給付は定額とするというドラスティックなものである。現行制度については、複雑な年金制度が将来の年金給付額の予想を難しくしており、国民による十分な老後の備えを妨げているとの批判が大きいこと、現行制度においても二階部分の定額制への移行は既に決定されていたこと、経過措置により新制度開始前までに収めた保険料に対応する年金額は確保されること等から、現時点では、政府の提案は概ね好意的な評価を受けているが、引き続き議会での議論が注目される。

国際機関による経済動向と今後の見通し

カナダ

米国

フランス

ドイツ

スウェーデン

英国
(社会保障施策)

EU